

障害福祉と医療の連携に関する研究成果報告会
2026年2月21日（土）

障害福祉分野における
合理的配慮の進展と医療への期待

東洋英和女学院大学名誉教授
石渡 和実

自己紹介（石渡和実 いしわたかずみ）

国際障害者年の1981年4月より、**横浜市のリハビリテーションセンター**などで、10年間、障害者の就労や福祉サービスの相談などに関わる。

その後、東洋英和女学院大学等で、『**障害者福祉論**』『**人権論**』などを担当。2021年3月に退職し、現在は東洋英和女学院大学名誉教授。

1997年に『**湘南ふくしネットワーク**』の**オンブズマン**となり、障害者、高齢者、児童など、さまざまな権利擁護活動に関わる。

NPO法人日本障害者協議会(JD)副代表、2016年7月に相模原市で起こった**津久井やまゆり園事件の検証委員長**なども務め、障害のある人の地域生活を進める活動をしている。

本日お話しすること

1. 権利条約と「合理的配慮」「意思決定支援」

条約の社会モデルは障害者観だけでなく「社会的弱者」とされた高齢者・子どもなどの人間観を転換しつつある。

誰もが「意思決定」でき、自分らしく生きられると主張。

2. 障害者差別解消法と「合理的配慮」

法律のポイントと差別を解消するために合理的配慮、環境の整備、建設的対話などを考える。

3. 医療・福祉における差別解消へ向けて

:障害のある人との協働

医療・福祉分野での差別に関する相談は多く、特に精神障害者からの訴えが多い。差別解消に向けて、研究成果の情報伝達フォーマットやマニュアルを活用するにあたり、障害のある人との協働に注目する。

1. 障害者権利条約と 「合理的配慮」「意思決定支援」

新たな歴史の始まり！ 障害者権利条約採択（尾上浩二氏資料修正）



2006年12月13日

障害者権利条約採択

「Nothing about us, without us !

→当事者主体

（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）」

最大の意義：障害者観の転換

→さらに人間観の転換に

2014年12月20日

日本が批准(141番目)

2022年8月、ジュネーブ障害者権利委員会での日本審査、

9月に「総括所見(勧告)」

条約の注目点①：「社会モデル」

第1条目的（条約は条文50条から成る）

「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として（34回も登場）社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。」

医学モデル：個人の責任、頑張って障害を克服

社会モデル：社会や環境のあり方を変える

障害者の頑張りではなく合理的配慮の提供など



障害者観の転換：医学モデルから社会モデルに

注目点②：合理的配慮 第2条定義（5つの言葉を定義）

1.意思疎通(伝達・通信):前はコミュニケーション

2.言語 3. 障害に基づく差別(3種)

4.「合理的配慮(reasonable accommodation)」

とは、障害のある人が他の者との平等を基礎として(条約中に「児童」も入れると35回)すべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。」

→「合理的配慮」という訳語への批判も

5.「ユニバーサルデザイン」

7

注目点③：「差別」（第2条定義）

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む。

条約採択当時の「差別」の3つの捉え方

1. 直接的差別 2. 間接的差別 3. 合理的配慮をしないこと

↓

国際的にも国内的にも「差別」概念が進展

「交差的差別」:「障害」と「女性」など、

差別が交差することで、より厳しい状況に

注目点④12条：法律の前にひとしく認められる権利

(Equal Recognition before the Law)

「この条項は、**成年後見制度を容認するものか否定するものか**について激しく議論された結果生まれた」（池原毅和弁護士）

→後見人等による代理決定は人権侵害、**意思決定支援**に
条約12条

1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、**法律の前に人として認められる権利を有する**…

2 障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として**法的能力(legal capacity)**を享有する…

①権利能力(capacity for rights)

②**行為能力**(capacity to act)

：**自己決定**に基づいて行動に移す能力

→「**支援付き自己決定**(supported decision making)」

注目点⑤；第17条 個人を**そのままの状態**で保護すること

(Protecting the **integrity** of the person)

「全ての障害者は、**他の者との平等を基礎として**その心身が**そのままの状態**で**尊重**される権利を有する。」(外務省公定訳)

cf. integrity「不可侵性」との訳も

・やまゆり園事件の植松死刑囚

「障害者は**不幸を作るだけ**」「心失者」(造語)

→だから殺害が許されるという身勝手な論理

・第17条の意味：誰もが**あるがままで尊重**される

(総括所見が出てからは特に)

⇒「**社会モデル**」ともに「**人権モデル**」

総括所見の注目点：人間観の転換

- ① 法・政策の父権主義的アプローチの見直し:para7
日本の法律や制度が**パターンリズム(父権主義)**の色彩が強く、**障害者を保護すべき弱者**とみなす。
- ② **優生思想**と闘うために**津久井やまゆり事件**を見直す:para9
優生保護法による強制不妊、**能力主義**などを改める。
- ③ 機能障害重視の障害認定を**人権モデル**に
人権モデルは、**社会モデルを補強**するもの。すべての人が**生まれながらにして****もつ尊厳、人権、自由**を障害者も等しく享有する社会に。機能障害は**人間の多様性の一部**。

cf.「(条約12条の)一般的意見1号」

「**法的能力とは**、障害のある人を含むすべての人が、**単に人間であるという理由に基づき**(simply by **virtue** of being human)法的地位と法的主体性を有する」

→ virtue:日本語では「美德、高潔」などとも訳す。

意思決定支援の前提には、このような「高潔な**人間観**」が

「意思決定支援ガイドライン」(障害)の定義

(厚生労働省・障害保健福祉部:2017年3月)

「**意思決定支援**とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、**日常生活や社会生活**に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や**意思(will)及び選好(preference)**(さらに**快不快**も重要:石渡)を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の**最善の利益**を検討するために事業所の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう」

従来の 「決めつけ」:障害者は自分では決められない

「あきらめ」:障害者はこんなもんでいいんだ

↓

意思決定支援:「決めつけ」「あきらめ」からの脱却

「意思決定支援」は人権として保障されているか

(水島俊彦弁護士のメッセージ)

- ・ 意思決定支援: **人権として全ての人に保障**される
→ 障害があると意思決定できない: ×
誰かが代わって決めてあげる(代行): ×
- ・ 代行決定は意思決定支援ではない。**最善の利益**は意思決定支援ができない**言い訳**でしかない
- ・ **意思決定支援**とは本人が自らの**価値観や選好に基づく意思決定**をするための**支援者らによる活動**

cf. 意思決定支援能力

= **本人の個別能力** + **支援者側の支援力**

(こちらだけが注目されていた)(支援者の力量で大きく変わる)

「支援者めがね」をはずす (水島弁護士がいつも強調)

私たちは、これまでの**人生経験や知識、職業上の倫理、社会常識等が価値観のフィルター** (これを「**支援者めがね**」と称する)となり、そのフィルターをとおして世界をみています。

それが当たり前になると、**表面上の言動や客観的なリスクに思考が囚われ**、本来、本人が望んでいたことや本人の選好・価値観に目がいかなくなる結果、**支援者の価値観に基づいて結論を先取り**するような方向で支援を進めてしまいがちです。

そうならないためには、「**最善の利益**」型の**支援者めがね**をいったん外してみ、まずは、**本人の「心からの希望」**を探求し (本人は本当はどのように思っているの?)、本人の思いに向き合うことが必要ではないでしょうか。

2. 障害者差別解消法と 「合理的配慮」

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) (2013年6月制定、2016年4月1日施行)

第1条目的

…**全ての障害者**が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその**尊厳が重んぜられ**、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、**障害を理由とする差別の解消の推進**に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に資することを目的とする。

→**インクルーシブな社会**

第2条定義

(障害者、社会的障壁、行政機関等、事業者)

第2条・「社会的障壁」

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

事物：階段しかない駅、段差のある建物など

制度：障害を理由にした欠格条項など

慣行：手話通訳が必要な人は早めに申し込む

観念：グループホームへの反対運動など

極端なのが津久井やまゆり園事件

その他：一切のもの

障害者差別解消法（2013年制定、16年施行）

差別の種類と対象

「差別」とは、「不当な差別的取扱」と、障害のある人への「合理的配慮の不提供」の2つ

対象となるのは、「行政機関」と「事業者」

「環境の整備」は、行政機関・事業者ともに努力義務

	不当な差別的取扱	合理的配慮の不提供
行政機関 (市、区役所など)	法律上の義務 (禁止)	法律上の義務
事業者 (お店、会社、病院など)	法律上の義務 (禁止)	法律上の努力義務 ⇒法律上の義務に (2021年改正で)

不当な差別的取扱い

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を言います。

例;障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

イラストは内閣府パンフレットより:2016)



合理的配慮の不提供

障害のある方が日常生活や社会生活で困ることをなくしていくために、周りの人や会社などが行うべき無理のない範囲の配慮を「合理的配慮」と言い、これを行わないことを「合理的配慮の不提供」と言います。

合理的配慮の提供例:筆談や読み上げなど、

ちょっとした配慮で助かる人がいます。

合理的配慮:障害のある人が笑顔になる関わり(石渡)



第7条 行政機関等における 障害を理由とする差別の禁止

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者における 障害を理由とする差別の禁止

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない(2021年)。

→「合理的な配慮をしなければならない」に改正

合理的配慮とは

「reasonable accommodation」の訳語は「お互いが納得歩みより」など（石渡）

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす**社会的障壁を取り除く**ため、当事者から**求めがあった**時は、その実施に伴う**負担が過重でない**場合に、**個別の状況に応じた**必要な措置を講ずること。

（内閣府ガイドライン）

（石渡：よく紹介される写真だが）

左の「EQUALITY」は、提供する側にとっての「平等」で、受け止める側の「平等」は右の写真ではないか？

（平等性）



（公平性）



第5条 環境の整備

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ**合理的な配慮を的確に行うため**、自ら設置する**施設の構造の改善**（ハード面のバリアフリー化など：石渡）及び設備の整備、関係職員に対する研修（ソフト面の対応：石渡）その他の必要な**環境の整備**に**努めなければならない**。



不特定の人が対象

行政機関も事業者も**努力義務**

内閣府・障害者の差別解消に向けた 理解促進ポータルサイト「環境の整備」

「**環境の整備**」とは、企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する**合理的配慮**が**的確に行えるよう**、**不特定多数の障害者**を主な対象として行う**事前の改善措置**のことです。

また、**環境の整備**には、**ハード面**だけではなく、**職員に対するソフト面の対応**(職員・社員を対象とした**研修**や**マニュアルの整備**等)も含まれます。

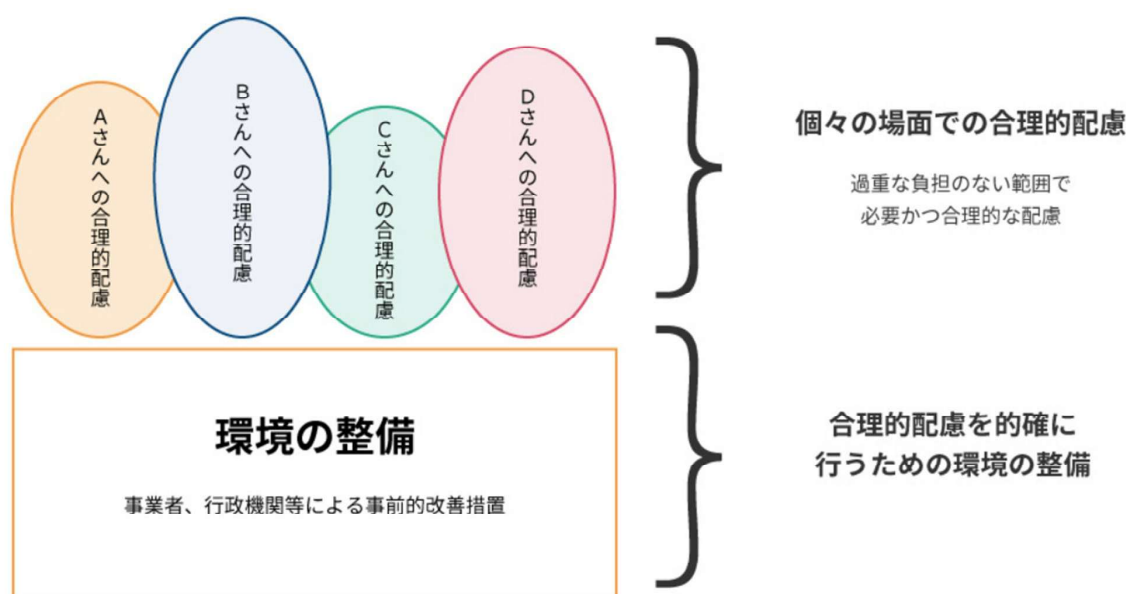
合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合は、その都度、**合理的配慮を提供するよりも「環境の整備」を行うことが効果的**です。



福祉・医療機関では「環境の整備」はより重要に

「合理的配慮」と「環境の整備」 (内閣府・ポータルサイトより)

→福祉・医療機関では、**両方を利用者・場面に応じて**(石渡)



「建設的対話」（内閣府・改訂基本方針）

合理的配慮の提供に当たっては、**社会的障壁を取り除くために必要な対応**について、**障害者と行政機関等・事業者双方が対話を重ね、共に解決策を検討**していくことが重要となる。このような双方のやり取りを「**建設的対話**」という。

「改定基本方針」では、「…**双方がお互いの状況の理解に努める**ことが重要である。

例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために**普段講じている対策**や、行政機関等や事業者が**対応可能な取組等**を対話の中で共有する等、**建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討**していくことが円滑な対応に資すると考えられる。」とし、建設的対話を行うに当たっての考え方を示している。

差別解消法の課題

①合理的配慮と「**過重な負担**」

・事業の継続が脅かされるほど**負担が加重**である場合は**義務は生じない**（費用、人員、技術）

・過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、**理解を得るよう努める** →「**建設的対話**」

②「**意思の表明**があった場合」に合理的配慮を

→コミュニケーション支援、意思決定支援など

③「差別」「合理的配慮」の定義がない

④**相談の窓口**が一本化されていない、**たらい回し**

→法改正後、内閣府に「つなぐ窓口」が設置

⑤**紛争解決**の仕組みが確立されていない

→自治体条例は設置、条約の「**国内人権機関**」を

差別解消を妨げる3つのNG：尾上浩二・2022 (障害者インターナショナル（DPI）日本会議・副議長)

1. 「もし、何かあったら……」

→どういう問題が生じるか、そのリスクを減じるために**どうことができるか**を具体的に考える

2. 「あなただけ特別扱いできません」

→合理的配慮は「特別扱い」ではなく、共に活動したり楽しんだりするため(平等性確保)の**個別的調整**

3. 「先例はありません」

「先例＝**障害者参加無し**の時代」で新しい社会を



無関心こそ最大の障壁

「合理的配慮」と「差別解消」

尾上浩二氏:「合理的配慮」の提供とは

- ① 話し合いをして(**建設的対話**で)
- ② **落としどころ**を探す(合理的な範囲で柔軟に)
- ③ 障害者が障害のない人と同じように活動することができるように、**社会的障壁の除去**を行うこと

石渡:「差別解消」とは

- ① **人間観**の転換 →向き合っている人が「**かけがえのない存在**」
- ② その人が輝く(**自分らしく生きる**、**笑顔になれる**)ために、どのような支援・心配りが
→本人の頑張りではなく、「**社会モデル**」発想
→納得できる生き方を実現する**意思決定支援**
- ③ 誰もが輝ける社会を実現するために、**社会全体での努力**の積み重ね
→**共生社会の実現**

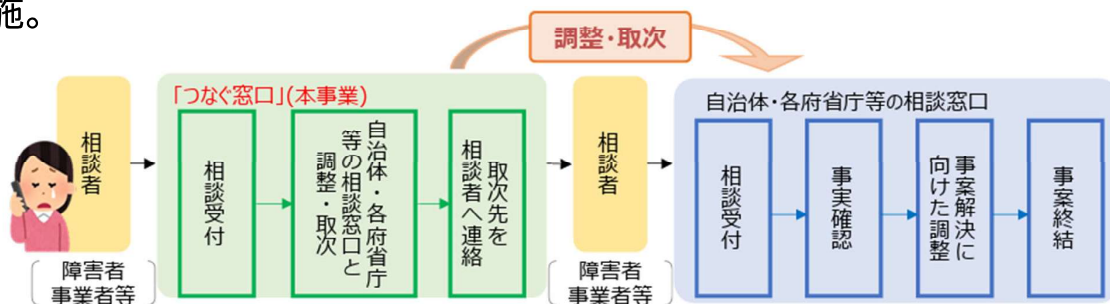
3. 医療・福祉における 差別解消へ向けて ：障害のある人との協働

31

内閣府「つなぐ窓口」とは（HPより）

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑に繋げるための調整・取次を行います。

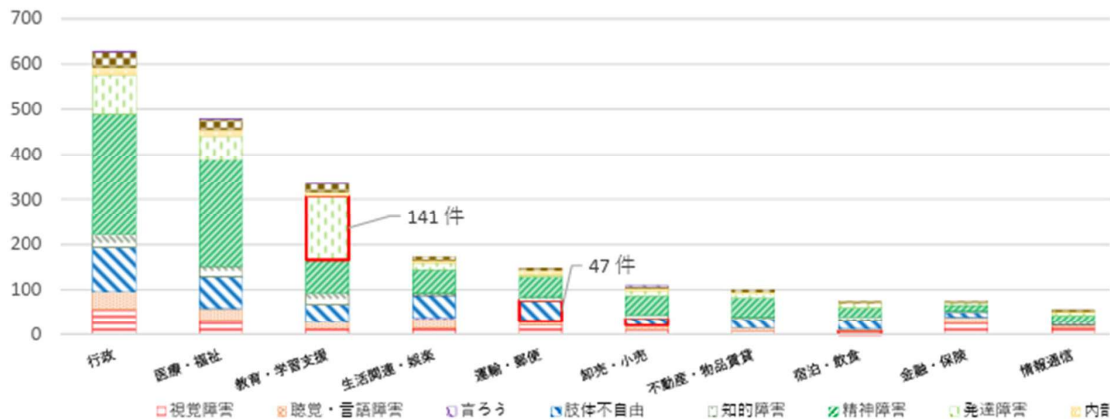
試行実施期間（令和5年10月から令和7年3月）を経て、令和7年4月より本格実施。



「つなぐ窓口」への事業種別相談

(内閣府; 2025年3月末時点)

- ・行政、医療・福祉、教育・学習支援に関する相談が多い。
- ・「医療・福祉」は、全相談3421件中の661件(19.3%)
- ・精神障害者の相談が多く、661件中の240件(36.3%)



病院での差別事例（石渡が聴いた事例より）

【入院にあたり合理的配慮の不提供】(5年前)

相談者: 精神障害、男性、40代

概要: 入院にあたり、感覚過敏があるので日常生活の愛用品(代替不可)を病院に持ち込みたい



その愛用品が「危険物」で持ち込み禁止の品

本人からの合理的配慮の提案:

使用時以外は看護師に預け、使用時は看護師にいてもらう

病院の回答: 例外なく持ち込み禁止なので、そのような対応はできない

本人のこれまでの病院とのやりとり：

相談というより**要望**が多く、担当ワーカーも苦慮

納得できないことがあると**大声で怒鳴り散らす**

事務職なども対応するが**落ち着くまで1時間以上**かかる

担当医との信頼関係も破綻：自分の要望のみ主張

→転院してもらって手術も、最終的に納得

本人の誤解：精神障害者は**出入り禁止**、**診療拒否**



石渡の解釈(担当自治体と同様の判断)

一般論として提案された**合理的配慮**は納得できる

しかし、相談者は**トラブルを重ね**、病院への不満多い

入院中に爆発が起きかねない、**職員や来院者に危険も**



職員に「過重な負担」をかけることになりやむをえない？

事例からの考察

- ・ここまでこじれる前に、手が打てなかったか
- ・医師の診察前に、**安心して受診できる環境整備**



- ・日頃関わっている**福祉機関との連携・情報共有**
- ・本人が**信頼する人**に付き添ってもらう



研究成果の「**情報伝達フォーマット**」の活用

自由記述欄の「**コミュニケーションの方法**」

「**コミュニケーションの取り方の工夫や配慮**」が重要に

ここに「**医療機関おける対応マニュアル**」が威力を発揮

⇒障害者との「**建設的対話**」の実現へ

「共生社会」実現へ当事者との協働

1970年代から「立川駅にエレベーターを！」

故・高橋修氏:当時の国鉄との闘い「税金の無駄遣い」

2000年4月 交通バリアフリー法の施行:階段などハードなバリアの解消に

2005年頃の車いすの人との会話:「この頃、街にベビーカーが増えたよね」

車いすも、ベビーカーも、キャリーバックも

「障害者の視点で暮らしやすい社会は、全ての人が暮らしやすい社会に」

(ユニバーサル)

2016年4月 障害者差別解消法の施行

差別・偏見などのソフトなバリアの解消に

誰もが尊重しあい、支え合う社会に

「多様性の尊重」「地域共生社会」

「建設的対話」を重ねて「歩みより」が重要

石渡の原点：「否定されるいのち」



神奈川県青い芝の会・横田弘氏

(脳性マヒ者の運動団体)

1970.5 横浜市障害児殺害事件

30歳の母親が2歳の脳性マヒの長女を絞殺

→減刑嘆願運動が

横田氏らが減刑嘆願運動への反対運動を起こす

「障害者は親に命を奪われてもあきらめるしかないのか」



「障害者の生きる権利」を問う

優生保護法と障害者の「命」

1948 優生保護法制定 ←1940 国民優生法

1933 ナチスの遺伝病子孫予防法(断種法)

毒ガスの実験台で20万人?の**障害者殺害**:T4作戦

さらに600万人のユダヤ人大虐殺へ:ホロコースト

優生保護法第1条 →障害者否定の**優生思想**

「この法律は優生上の見地から**不良な子孫の出生を防止**する」

→**強制手術**が2万5千人に

→文部省「**不幸な子ども**を作らない運動」

1996年6月 女性障害者の活躍等で**母体保護法**に

2018年1月 **優生保護法裁判**、仙台の女性が提訴

39人が裁判に →**違憲判決**、賠償金と除斥期間

2024年5月 **最高裁大法廷**弁論、7/3に**全面勝訴**！

優生思想と経済効率優先の価値観

1970年代「納税者」になれない障害者は**社会のお荷物**

青い芝の会(脳性マヒ者の団体)・横田弘氏ら

→経済論理のみを優先する**社会が問題**

「生き方の『**幸・不幸**』はおよそ**他人の言及すべき性質のものではない**。まして『**不良な子孫**』という名で胎内から抹殺し、しかもそれに『**障害者の幸せ**』なる**大義名分を付ける健全者のエゴイズムは断じて許せない**」

徳田靖之弁護士(ハンセン病・優生保護法裁判など担当)

優生思想とは:**命の選別**をする考え方(2024年11月)

①社会の役に立つ命、②社会の役に立たない命、③**迷惑をかけるだけの命**

→「**公共の福祉**」に反し否定もありうる

最高裁判決と障害当事者の活躍

- ・**大法廷で、裁判官15人全員一致**の判決 cf. 小法廷は5人の裁判官で構成
大法廷は福祉分野では**朝日訴訟**(1957年)以来
- ・判決「優生保護法は**成立の時点で違憲**だった」
第13条(幸福追求権)・14条(法の下での平等)違反
これまでの国の主張「**当時は合法だった**」
「除斥期間(20年経つと賠償責任無し)」適用
⇒「著しく**正義・公平の理念に反し**、到底
容認できない」「**権利の乱用**で許されない」
- ・弁論にあたっての弁護団の戦略：**当事者の主張**
「いかにしたら裁判官の心を動かせるか」
⇒障害者自らの**心からの声**、**手話**、**言語障害**

判決後の反応

- ①ネット上「最高裁は**きれいごと**」7/4で2万通
- ②仙台裁判の新里宏二弁護士(朝日新聞7/4)
2013年相談会「**自分がやらにゃならん事件だ**」
被害者の声こそが社会を動かす」と確信。
「飯塚さんがいなければ、『こんちくしょう』と思いながらも今も**声を上げられなかった人が大勢**いただろう」
- ③徳田靖之弁護士(ハンセン病・エイズ・優生裁判)
「**優生思想を絶滅**させるために」(11/7憲法講演)
 - ・ **憲法13条を深く学び、13条を武器に闘う**
「自分らしく生きる」は絶対的権利
 - ・ **当事者主権**という考え方の大切さ
「人類の歴史は、**差別された当事者**、**排除された少数者**、そういう人達作り上げてきた」

「当事者主権」とは（中西正司・上野千鶴子 ：『当事者主権』岩波新書，2003年）

「高齢者、障害者、女性、患者、不登校者…、**当事者が社会を変える**」（本の「帯」より）

「ニーズを持った時、人はだれでも当事者になる…**当事者とは『問題を抱えた人々』と同義ではない**。問題を生み出す社会に適応してしまつては、ニーズは発生しない。…こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない**新しい現実をつくりだそうとする構想力**をもったときに、自分のニーズとは何か分かり、人は当事者になる」「**当事者主権は、何よりも人格の尊厳にもとづいている**。…私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が『当事者主権』である。」

「共生」を考える（朝日新聞・2026年1月9日）

「迎えてあげる」という発想 根強い社会
（障害者文化を研究 荒井裕樹さん・二松学舎大学）

「共生」という言葉は、大きく分けて2つの捉えられ方をしていると思います。1つは、この社会は基本的には「誰かのもの」で、誰かの者である社会に、**今まで中に入れなかった人たちを「迎えてあげる」というもの**。もう1つは、社会は基本的には「みんなで作るもの」なのに、今まで**特定のだれかに頼りすぎ**ていたから直していこうという捉え方です。**障害者運動の理念は後者の共生**を求めてきました。私も同じ立場です。ところが**社会的には、前者の意味で「共生」**が捉えられることが多い。…

それは、「**合理的配慮**」という言葉にも表れているかもしれません。英語では「reasonable accommodation」ですが、「accommodation」を配慮と訳すのは無理がある。私は、「**根拠のある参加調整**」と訳しています。この言葉があえて「配慮」と訳されたのは、やはり、「社会の主」である

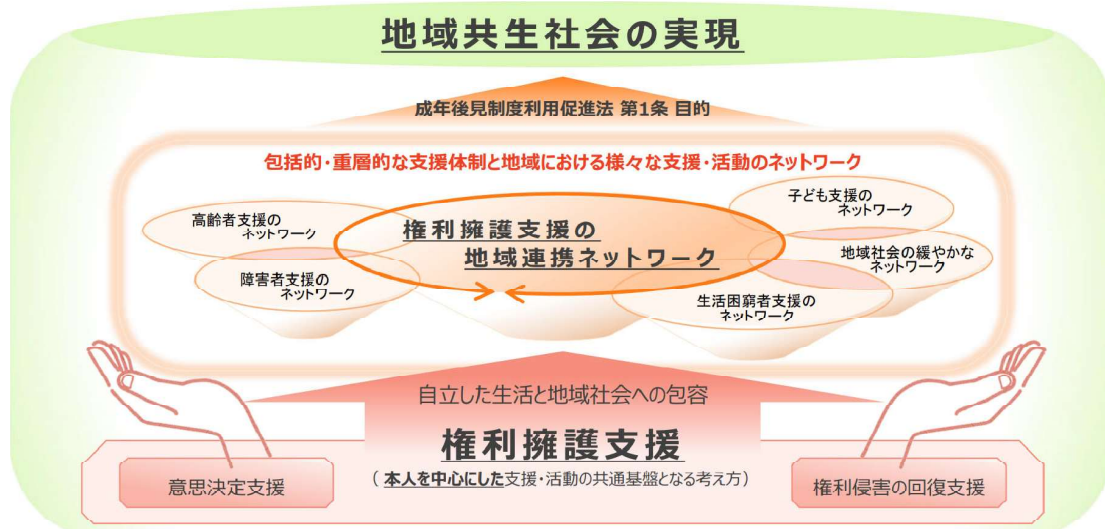
人たちがマイノリティーを迎え入れる時、「できる範囲で優しくしてあげよう」という「共生」観と無関係ではないと思います。それを真っ向から否定したのが、「青い芝の会」でした。1977年の「川崎バス闘争」は有名です。…

運動の中心人物が訴えていたのは「発想の転換をしてくれ」ということです。「障害者をバスに乗せてあげる」ではなく、「障害者もバスに乗るものだ」という発想の転換…

荒井裕樹さんを変えたのは、学生時代に出会った脳性まひの障害者運動家たちだったという。「勝つか負けるか」というそれまでの自分の価値観とは全く違う世界で生きる、パワフルな運動家たち。その「付き人」のように過ごした日々は、「今の自分の支えになっている」という。

障害者差別とは何か。なぜ差別はなくなるのか。荒井さんは自分の体験を踏まえてこう話す。「身もふたもない言い方かもしれませんが、結局障害のある人たちとどれだけ良い出会い方をするかだと思うんですね。

⇒障害のある人達との「協働」の重要性



地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指す。：第Ⅱ期成年後見制度利用促進計画

⇒障害がある人の活躍で地域を変える プラス発想